

ハーグ国際私法会議のこれから

東北大学助教授
西谷祐子

ハーグ国際私法会議は、一八九三年に欧州各国によって発足して以来、国際私法の統一のために重要な役割を果たしてきた(一九五五年に常設機関化)。わが国は一九〇四年、欧州外の国として初めて参加した。これは、一八九八年に法例が制定された直後であり、近代化を推進していた当時のわが国にとって大きな意味もっていた。もっとも、ハーグ条約は戦後採択されたものだけで三五を数えるが、わが国はこれまでに六条約を批准したに過ぎない(国際司法共助について、一九五四年民事訴訟条約、一九六一年認証不要条約、一九六五年送達条約。準拠法について、一九六一年遺言の方式の準拠法条約[国内法化]、一九五六年子に対する扶養義務の準拠法条約、一九七三年扶養義務の準拠法条約[国内法化])。しかもわが国は、特に重要度の高い、子の保護に関する諸条約を批准していないため、ハーグ国際私法会議ではあまり存在感がないというのが現状である。筆者は、幸運にも二〇〇四年四月から九月末まで、このハーグ国際私法会議常設事務局にて勤務する貴重な機会を与えられた。以下の論考は、実際の勤務経験を踏まえたうえで、ハーグ国際私法会議のあり方について批判的に考察するものである。

従来のハーグ国際私法会議の主たる役割は、欧州内部での国際私法ルールの一ににあった。ところが近時、欧州統合の進展に伴い、状況が変わりつつある。従前から、欧州経済共同体(EEC)構成国による条約として、①一九六八年民事・商事の裁判管轄及び判決承認に関するブリュッセル条約及び②一九八八年ルガノ条約(ブリュッセル条約とほぼ同一のルールをEFTA諸国に拡大)、そして③一九八〇年契約債務の準拠法に関するローマ条約があった。しかし、一九九九年のアムステルダム条約発効によって、構成国ではなく欧州共同体(EC)に域内での民事司法協力のための立法権限が与えられてからは(ただし、連合王国及びアイルランドは事後的なオプト・インのみ、デンマークは対象外)、国際私法に関するEC規則の制定が進んでいる。二〇〇〇年には④ブリュッセル条約を改正したブリュッセル I 規則が、二〇〇四年には⑤争われなかった請求について「欧州債務名義」を創設する規則が成立し、共同体構成国間での判決の相互承認・執行が格段に簡素化されている。また、二〇〇〇年には⑥倒産規則、⑦送達規則、⑧婚姻・親子関係事件の裁判管轄及び判決承認に関するブリュッセルII規則(二〇〇三年ブリュッセル IIa規則によって一部改正)が、二〇〇一年には⑨証拠収集規則が制定された。このように、当初は民事手続の領域でのEC規則の制定が先行していたが、さらに対象は準拠法決定ルールへと広がりつつあり、上記③ローマ条約の規則化(ローマ I 規則)及び契約外債務の準拠法に関するローマII規則制定の作業が進んでいるほか、離婚、相続、夫婦財産制の準拠法決定ルールについてもEC規則を制定することが行動計画に掲げられている。民事手続に関するEC規則は、適用対象が域内事案に限定されるのに対して、準拠法に関するEC規則は、第三国との関係もカバーする普遍的なルールとして、構成国の国内法に取って代わることが予定されており、既存のハーグ諸条約との調整が問題となる。

欧州共同体設立条約の解釈として、一旦共同体立法がなされると、その範囲で立法権限が自動的に構成国から共同体へと移行するという見解がある。そこで、現在、上記②ルガノ条約の改正条約に署名する権限があるのは共同体か、あるいは構成国と共同体の双方かの判断が欧州司法裁判所に委ねられている。一九九六年ハーグ未成年者保護条約については、その一部が⑧ブリュッセルII規則と重複するため、各構成国が、欧州理事会の授権に基づき、固有の資格と共同体の利益代表者という二重の資格で署名するという処理がなされた。このような動きを受けて、ハーグ国際私法会議では、欧州共同体を初めとする地域的経済統合にもメンバーシップを認める方向で「ハーグ国際私法会議規程(Statute)」を改正することを余儀なくされている。

実質面においては、たしかに欧州共同体は、既存の準拠法関係のハーグ条約に関するかぎり、条約をEC規則よりも優先させることを予定している。たとえば、一九七一年ハーグ交通事故条約及び一九七三年ハーグ製造物責任条約の締約国であるフランス等は、ローマII規則が制定されても、おそらく条約を優先して適用することになる(二〇〇三年ローマII規則委員会提案二五条)。しかしながら、将来、準拠法に関するEC規則が制定された後では、欧州共同体に新たにハーグ条約を批准するインセンティブが働かなくなるおそれがある。二〇〇二年ハーグ証券間接保有条約については、従前の不十分な三つのEC指令に代わるものとして、欧州共同体構成国が批准する可能性が高いが、一九八六年ハーグ商事契約準拠法条約は、内容的に重複する上記③ローマ条約成立後に採択されたため、当時の欧州経済共同体構成国ではオランダが署名したに過ぎず、発効もしていないことが想起される。ハーグ国際私法会議が掲げる今後の課題は現在検討中の扶養料の国際的回収に関する条約案及び合意管轄条約案を除けば、準拠法に関するテーマを中心としており、(i)電子商取引(優先課題)、(ii)環境汚染、(iii)相続、(iv)同居・同性婚、(v)不正競争、(vi)間接保有証券に関する諸問題の検討(以上非優先課題)が挙げられている。しかし、(ii)(iii)(v)は将来のECI規則がカバーする領域であり、(i)(iv)は意見の集約が難しい問題であることから、難航が予想される。

他方、民事手続に関するEC規則については、その適用対象が域内事案に限られるため、今後も欧州共同体がハーグ国際私法会議において、第三国とのルールの調整をめざす可能性はある(上記の扶養料の国際的回収に関する条約案など)。しかし、ハーグ国際私法会議がグローバルな条約交渉の場であるからこそ、当初の裁判管轄条約案のように、欧州共同体と第三国、特に米国などとの折り合いがつかず、失敗に終わる危険性も高い(現在は合意管轄に対象を縮減し、二〇〇五年六月の採択をめざしている)ことに注意する必要があるだろう。

現在、ハーグ国際私法会議常設事務局は、既存の行政協力・司法共助に関する諸条約の運用状況のモニタリングに力を入れており、特に一九八〇年子の奪取条約について大きな実績を挙げている。しかし、将来の活動を活性化させるためには、比較法を踏まえた基盤研究や既存の(特に失敗した)条約に関する客観的な分析などを行うスタッフが必要となろう。また、事務局は、ハーグ国際私法会議を真に国際的な組織とするため、アラブ諸国やアジア諸国を取り込む努力をしているが、欧米とは歴史的・文化的・宗教的背景が異なる国々の現状やニーズを十分認識しているとは言い難い。

このようにハーグ国際私法会議は、現状のままでは、欧州統合の進展とともにその存在意義を問われかねないというのが筆者の認識である。ハーグ国際私法会議が真にグローバルな組織となるためには、多様な

価値観を受容しながら、将来を見据えて戦略的に行動計画を立てる必要がある。わが国としても、今後、他の東アジア諸国に先駆けて一九八〇年子の奪取条約を批准するかどうかを検討することが必要になるが、従来のように受動的にハーグ国際私法会議に代表を送り続けるのではなく、主体的かつ積極的に提言を行っていくという関わり方もあるのではなかろうか。